

# 平成20年度市民税・県民税

市では、市民の皆さんが豊かで健康な暮らしができるよう、広い範囲にわたりいろいろな仕事をしています。その資金は税金であり、皆さんのそれぞれの収入などに応じて納付していただいています。その税金の一つに住民税があります。この住民税とは、一般に市民税と県民税を合わせたものをいいます。

個人の住民税には、税金を負担する能力のある方が均等の額で負担する均等割、その方の所得金額に応じて負担する所得割の二つから構成され、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で前年中の所得に基づき課税されることになっています。

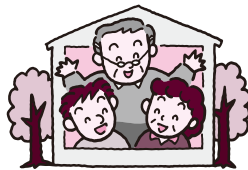
問課税課 ( ☎ 826・1111 内線2231、2236 )

## 市・県民税を納める方

平成20年1月1日現在

●市内に居住し、19年中に一定以上の所得のあった方

●市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方（均等割のみ）



## 市・県民税が課税されない方

【均等割も所得割もかからない方】

●19年中に所得のなかった方

●生活保護法による生活扶助を受けている方

●障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で、19年中の合計所得金額が125万円以下の方

●19年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

32万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)

+18万9千円

※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

## 【所得割がかからない方】

●19年中の総所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)

+32万円

※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

## 納める方法

市民税・県民税を納める方法には、次の2つの方法があります。

●納税通知書で納める方法(普通徴収)：事業者、公的年金受給者など

※市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月10日(火)に発送)により、年税額を平成20年6月、8月、10月、21年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

●勤務先で給与から差し引いて納める方法(特別徴収)：給与所得者

※年税額を平成20年6月から21年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。

## 税額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} \\ (\text{所得金額}-\text{所得控除額}①) \end{array} \times \text{税率}10\%② = \text{所得割額}$$

$$\text{所得割額} - \text{税額控除}③ + \text{均等割額}④ = \text{年税額}$$

### ①所得控除の種類／

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

②税率／市民税…6%、県民税…4%

③税額控除／調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額および株式等譲渡所得割額控除額、

住宅借入金等特別税額控除

※市・県民税には、政党等寄付金特別控除などの制度はありません。

④均等割額／市民税…3000円、県民税…2000円

土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率、そのほかについて細かく規定されていますので、お問い合わせください。

## 平成20年度の主な改正点

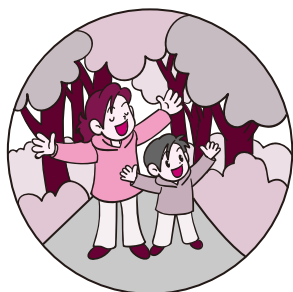
### □森林湖沼環境税の導入（平成24年度まで）

森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川などは、私たちの生活や産業をさまざまな面で支えるなど、重要な役割を果たしています。県では、これらの自然環境を守るために森林湖沼環境税を導入しました。

森林湖沼環境税は、県民税均等割に含まれ、個人県民税均等割額が次のとおりになります。

#### 【個人市・県民税均等割】

平成19年度		平成20年度	
県民税均等割	1000円	県民税均等割	2000円
市民税均等割	3000円	市民税均等割	3000円
合計	4000円	合計	5000円



#### 森林湖沼環境税に関する詳しい問い合わせは

- 税のしくみに関すること…県総務部税務課（☎029-301-2418）  
県土浦県税事務所（☎822-7176）
- 税の使いみちに関すること（森林）…  
県農林水産部林政課森づくり推進室（☎029-301-4021）
- 税の使いみちに関すること（湖沼）…  
県環境部環境対策課水環境室（☎029-301-2968）

### □住宅借入金等特別税額控除（平成27年度まで）

平成11年から18年までに入居した方で、税源移譲に伴い、所得税（19年以降分）の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の控除額が減少してしまった場合は、減少額相当分を市・県民税から控除できる経過措置ができました。



### □65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止

平成17年1月1日現在で65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、非課税措置廃止に伴う経過措置が廃止になりました。

平成19年度	平成20年度
市・県民税の所得割および均等割額の1/3を減額	廃止

### 平成19年中の所得が減り、所得税がかからない方で 申告をされていない方は、お早めに申告を！！

平成18年中に所得があり、19年度の市・県民税が課税された方で、退職などにより19年分の所得税がかからなかった方は、税源移譲に伴う税負担の軽減は受けられず、市・県民税負担の増加の影響のみを受けることになります。

このような方を対象に、19年度分の市・県民税を減額することができる経過措置ができました。

※所得税がかからない方も対象にならないことがあ

ります。

この経過措置を受けるためには、19年中の所得の状況の確認が必要になります。

確定申告または市・県民税の申告をされていない方は、収入の有無にかかわらず、お早めに申告をしてください。

